

ユニット型指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 第2はなの里 運営規程

第1章 施設の目的及び運営方針

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人こもはら福祉会が開設するユニット型指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム第2はなの里（以下「施設」という。）の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念と介護保険法に基づき、又「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」の遵守を通じて、入所者の生活の安定及び生活の充実並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設は、少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（以下「ユニット」という。）ごとに【施設サービス計画書】に基づき、入所前の居室における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮するとともに、入所者が相互に社会的関係を築きながら自律的な日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視しながら、関係する市町や介護保険サービス提供者等と密接な連携を図るものとする。

3 施設は、法令を遵守し、サービスの提供において入所者の権利と尊厳を守るものとする。

第2章 施設の名称等

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次に掲げるところによる。

名 称 特別養護老人ホーム 第2はなの里

所在地 三重県名張市百合が丘西5番町1番地

第3章 従業者の職種、員数及び職務内容

(従業者)

第4条 施設は、介護保険法に基づく「指定介護老人福祉施設の人員に関する基準」等に表示された所定の従業者を満たした上で、下記のような配置をするものとする。ただし、法令に基づき兼務することができるものとする。

(1)	施設長(管理者)	1名(施設の行う他の事業の管理者と兼務)
(2)	医師	1名(短期入所生活介護(介護予防短期入所を含む。)の医師と兼務)
(3)	生活相談員	1名以上(短期入所生活介護(介護予防短期入所を含む。)の生活相談員と兼務)
(4)	介護支援専門員	1名以上
(5)	介護職員	20名以上

(6)	看護職員	2名以上
(7)	機能訓練指導員	1名以上（短期入所生活介護（介護予防短期入所を含む。）の機能訓練指導員と兼務）
(8)	管理栄養士	1名以上（短期入所生活介護（介護予防短期入所を含む。）の管理栄養士と兼務）
(9)	事務員	1名（短期入所生活介護（介護予防短期入所を含む。）の事務員と兼務）

（職務）

第5条 従業者は、施設の設置目的を達成するため必要な職務を行う。詳細は別紙職務分担表によることとする。

(1)	施設長は、施設の業務を統括するとともに、福祉は介護のみでは完結しないことを踏まえて、老人福祉法の理念と社会福祉法人としての役割を従業者に伝え指導する。 施設長に事故があるときは、あらかじめ施設長が定めた従業者が施設長の職務を代行する。
(2)	医師は、入所者の健康管理及び保健衛生指導に従事する。
(3)	介護支援専門員は、居宅生活への復帰を念頭に置きながら【施設サービス計画書】を作成し、実施状況の把握や必要があれば計画を変更して入所者の満足度を確保する。
(4)	生活相談員は、入所者の生活相談、面接、身上調査並びに処遇の企画及び実施に関することに従事する。また、常に介護支援専門員との連携を図りサービス計画につなげる。
(5)	介護職員は、入所者の日常生活の介護、援助に従事する。
(6)	看護職員は、入所者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。看護責任者は、医師の指示を受け、看取り介護に係る体制整備を図る。
(7)	管理栄養士は、献立作成、栄養ケアマネジメント、経口摂取への移行、療養食の提供、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに栄養指導に従事する。
(8)	機能訓練指導員は、入所者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
(9)	事務員は、庶務及び会計業務に従事する。
(10)	従業者は、ボランティア等のインフォーマルサービス提供者との連携も常に考慮しなければならない。

2 従業者は、別に定める「介護マニュアル」「感染症対策マニュアル」「事故防止対策マニュアル」等を遵守することとする。

3 日中については、ユニットごとに常時1名以上の介護職員を、夜間及び深夜については2ユニットごとに常時1名以上の介護職員等を介護に従事させるものとする。また、ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置することとする。

第4章 利用定員

（定員）

第6条 施設の入所定員は50名とする。ただし、一時的な空床を短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業として利用する場合は、その分を含む。

第5章 入所者に対するサービス内容及び利用料その他の費用額

(施設サービス計画の作成と開示)

第7条 介護支援専門員は、サービス内容等を記載した【施設サービス計画書等】の原案を作成し、それを入所者及び家族に対して面接の上説明及び文書による合意を得るものとする。

2 前項に基づくサービス提供記録は、希望に応じて9時から17時の間、施設内において閲覧できるものとする。

(サービスの提供)

第8条 施設は、【施設サービス計画書】を基本としてサービスを提供し、必要に応じて見直しと評価を行う。

(サービス提供の記録と連携)

第9条 施設は、【施設サービス計画書】に沿って行ったサービス提供の状況やその折の入所者の反応及び家族の状態を必ず記録し、必要部署と連携するものとする。

2 施設は、前項のサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(居室及びユニット)

第10条 施設が提供する居室は原則個室とする。その際、利用するユニット及び居室は、入所者の希望を考慮しながら、施設側と入所者、家族とで居室の状況、空室の状況等を踏まえて協議し、合意の上で決定するものとする。ただし、事業運営上やむを得ない場合には急遽変更する場合もあり得るものとする。

2 ユニット数は5とする。

3 居室は、いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して設ける。

4 1ユニットの定員は10名以下とする。

(共同生活室)

第11条 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、ユニットの入所者が交流し、共同生活を営めるよう必要な設備・構造とする。

2 入所者が、心身の状況に応じて家事を行うことができるよう、共同生活室に簡易な調理設備が設置する。

(入浴)

第12条 施設は、入所者が身体の清潔を維持し精神的に快適な生活を営むことができるよう、1週間に2回以上入浴又は清拭を行う。ただし、入所者に傷病がある場合や伝染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴することが適当でないと判断する場合には、これを行わないことができる。

(排泄)

第13条 個人のプライバシーを尊重の上、入所者の心身の状況に応じた適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。

2 おむつを使用しなければならない入所者のおむつを適宜取り替えるものとする。

(離床・着替え・整容等)

第14条 離床、着替え、整容等の介護を適宜行うものとする。

(食事の提供)

第15条 食事は、栄養並びに入所者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとする。

2 食事は、おおむね次の時間帯で、入所者の生活スタイルと希望により協議して対応する。

(1)	朝食 午前7時30分～午前9時00分
(2)	昼食 午後0時00分～午後1時30分
(3)	夕食 午後6時00分～午後7時30分

3 あらかじめ連絡があった場合は、衛生上又は管理上許容可能な一定時間（調理後2時間以内）、食事の取り置きをすることができる。

4 あらかじめ欠食する旨の連絡があった場合（最低1日前）には、食事を提供しなくてもよいものとする。

(相談、援助)

第16条 入所者の心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(機能訓練)

第17条 入所者の心身の状況等に応じて、入所者との合意に基づき、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うことができる。

(栄養管理)

第18条 個々の入所者の栄養状態に着目した栄養管理・栄養ケアマネジメントを医師、栄養士（管理栄養士）、看護職員、介護職員等の多職種協働により行うものとする。

2 入所者に栄養ケアマネジメントを行い、必要者には経口摂取に移行するための栄養管理や療養食の提供を行うものとする。

(口腔衛生の管理)

第19条 入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

第20条 施設は、可能な範囲で趣味、教養、娯楽設備等を整え、入所者が自ら希望・選択する自律的な生活を送れるよう支援するものとする。

1 日当たりの主な日課及び年間行事は以下のとおりとする。	
(1) 1 日当たりの主な日課	
午前 6 時ごろ～	入所者なりの起床
7 時半～9 時頃	朝食時間
9 時半頃～	希望により入浴／機能訓練／趣味活動その他
午後 0 時～1 時半	昼食時間
2 時～	希望により入浴／趣味活動／機能訓練／外出ほか
3 時	おやつ
6 時～7 時半頃	夕食時間
～9 時	入所者なりの自由時間、就寝
(2) 年間行事計画（原則、ユニットごとの計画、実施とする。） 年 1 回の健康診断及び胸部レントゲン、年 2 回以上の防災訓練は必ず実施 敬老祝賀行事、夏祭り、新年祝賀行事など、季節に応じた施設全体の行事を行うこと もある。	

- 2 入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入所者が行うことが困難である場合は申し出及び同意に基づき施設が代わって行うことができる。
- 3 入所者の希望により、要介護認定の更新や再認定の代行業務を行う。

(介護)

第 2 1 条 第 1 2 条から第 2 0 条までの規定以外に洗面、移乗、移動、外出、更衣、就寝等の介護を個々の入所者の状態に合わせ、【施設サービス計画書】に沿って提供するものとする。

(リネン交換)

第 2 2 条 毎週 1 回、居室のリネン交換を行うこととし、その他汚れた時には随時交換を行う。
また、入所者の希望や身体の状態に合わせて、医務室や機能訓練指導員と連携の上、適切なベッドマットへの交換を行うこととする。

(理美容サービス)

第 2 3 条 専門の資格を有する理美容師の来所日に、入所者の希望に合わせて、業者との協議で定めた料金で理美容のサービスを受けることができるものとする。

(健康保持)

第 2 4 条 医師又は看護職員は、常に入所者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存するものとする。

(金銭等管理代行)

第 2 5 条 施設は、入所者又は家族との契約により、入所者が日常的に必要とする小口の現金について、預かり証を発行するとともに事務所の金庫に保管し、帳簿による出納管理をする。その際、施設が管理料を設定している場合は、契約時に説明し了解を得るものとする。また、帳

簿は定期的又は求めに応じて身元保証人に開示し、適切に管理するものとする。

（入院期間中の対応）

第26条 入所者に入院の必要が生じた場合であって、医師の診断により明らかに3か月以内に退院できる見込みがない場合、又は入院後3か月が経過しても医師の診断により退院できないことが明らかになった場合は、退所の扱いとすることができる。ただし、入所者及び家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所することができるように、入所者又は家族と協議して定めるものとする。

（入院中の空ベッドの活用）

第27条 入院中の空きベッドは、介護保険法により、短期入所生活介護事業所のベッドとして他者が使用できるものとする。

（緊急時の対応）

第28条 入所者は、身体の状態の急激な変化等で緊急に従業者の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で従業者の対応を求めることができる。

- 2 従業者は、ナースコール等で入所者から緊急の対応要請があった時は速やかに適切な対応を行うものとする。
- 3 従業者は、入所者があらかじめ緊急連絡先を契約時に届けている場合は医療機関への連絡とともに、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行い、救急車対応を行うものとする。
- 4 配置医師及び看護職員の緊急時の詳細な対応については、別紙「配置医師緊急時対応方針について」により行うものとする。

（利用料）

第29条 施設の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスにかかる費用として【重要事項説明書・別紙】記載の利用料の1割～3割相当分と居室及び食事代、入所者の選択によりかかるサービスの利用料の合計額とする。なお、費用の額の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準に基づくものとする。

- 2 理美容代及び本人負担が適当と認められる日常生活費の額は、第2はなの里が定める基準によるものとし、【重要事項説明書・別紙】記載の利用料とする。
- 3 特例施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費及び高額介護サービス費を受給する場合や生活保護を受給する場合等、別途法令に定めがある場合はそれぞれの法令によるものとする。
- 4 利用料は暦月によって、月額利用料を毎月支払うものとし、利用開始又は利用終了に伴って1か月に満たない期間を利用した場合等は日割り計算によって計算するものとする。
- 5 入所者は、月額利用料を翌月27日（指定日が銀行の休業日の場合は翌営業日）に自動口座振替で支払うものとし、入所時にその手続きを行う。

第6章 施設利用に当たっての留意事項及び従業者の義務

(自己選択の生活と共同生活への尊重)

第30条 入所者は、自らの希望と選択に基づき自らの生活を送ることを原則とするが、共同生活であることを深く認識し、施設の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

(外出及び外泊)

第31条 入所者は、外出（短時間のものは除く。）又は外泊しようとする時は、その前日までにその都度、外出・外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時等を施設長に届け出るものとする。

(面 会)

第32条 入所者が外来者と面会しようとする時は、外来者は玄関に備えつけの台帳にその氏名を記録し、許可証の発行を受けて、施設内では常にその許可証を携帯するものとする。施設長は特に必要があると認めるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。また、外来者は面会時に持参した物品、食品、薬等は必ず従業者に伝えるものとする。

(健康保持)

第33条 入所者は努めて健康に留意するものとする。また、施設で行う健康診断は特別の理由がない限りこれを受診し、予防接種も受けるものとする。

(衛生管理等)

第34条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿って対応を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第35条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。

- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 入所者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、入所者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。
- 3 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（施設内の禁止行為）

第36条 入所者及び従業者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の権利・自由を侵害したり、他人を誹謗、中傷、排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 所定場所以外で喫煙をすること。
- (5) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (6) 故意又は無断で施設の設備若しくは備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。

（秘密保持及び個人情報保護）

第37条 従業者は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、従業者であった者に業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所が得た入所者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については入所者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

第7章 非常災害対策

（災害、非常時への対応）

第38条 施設は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

- 2 施設は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画を立て、従業者及び入所者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも年2回は実施する。そのうち年1回以上は夜間訓練又は夜間を想定した訓練とし、さらに昼間の災害を想定した訓練を実施するものとする。
- 3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加を得られるよう連携に努め

るものとする。

- 4 入所者は、防災等の緊急事態の発生に気づいた時はナースコール等最も適切な方法で従業者に事態の発生を知らせるものとする。
- 5 施設の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっている。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されている。

(業務継続計画の策定等)

- 第39条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
 - 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第8章 その他の運営についての重要事項

(身体拘束)

- 第40条 施設は、入所者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。
- 2 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対して、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に行う。

(虐待防止に関する事項)

- 第41条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に行うとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に行う。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護

する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(ハラスメント対策)

第42条 施設は、適切な施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動にあつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(利用資格)

第43条 施設の利用資格は、要介護認定を受け本施設の利用を希望する方であつて、入院治療等継続的な医療を必要とせず、利用料の負担ができる者及びその他法令により入所できる者とする。

2 厚生労働省制定の緊急度判定基準において対象者と認定され、施設の入所検討委員会にて入所と判断された者で居室の状況に適応する者より入所する。

(内容及び手続きの説明及び同意、契約)

第44条 利用に当たっては、あらかじめ入所申込者及びその家族に対し、重要事項説明書、契約書及び別紙を交付して説明を行い、入所申込者との合意の上、契約を締結するものとする。

(施設・設備)

第45条 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が入所者及び家族と協議の上決定するものとする。

2 入所者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占用してはならないものとする。

3 施設・設備等の維持管理は従業者が行うものとする。

(葬儀等)

第46条 死亡した入所者に葬儀を行う者がいない時及び遺留金品がある場合は、施設長は老人福祉法第11条2項の規定を準用し、関係市町村と協議して葬儀及び所要の引渡し等を行うものとする。

(苦情対応)

第47条 入所者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合、施設は速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無及び改善方法について、入所者又はその家族に報告するものとする。なお、苦情申立窓口は、重要事項説明書【施設苦情・相談解決窓口】に記載されたとおりである。

(介護サービス情報の公表)

第48条 社会福祉法第24条及び介護保険法に則り、入所者に当該施設が提供するサービスを安心して利用していただくための情報提供として、介護サービス情報の公表を法人・施設のホ

ホームページ等において行うものとする。

(実習生の受け入れ)

第49条 施設は、従業者及び後進の指導のために、各種養成学校、高校、大学又は資格取得のための機関等からの要請により、適切と認められる場合には実習生を受け入れることがある。

その際、入所者の個人情報やプライバシーの保護には最大限の配慮をするとともに、実習生への指導を十分に行うこととし、入所者も協力するものとする。

第9章 雑則

(委任)

第50条 この規程の施行上、必要な窓口については施設長が別に定める。

(改正)

第51条 この規程を改正又は廃止したときは、社会福祉法人こもはら福祉会理事会に報告するものとする。

附 則

この規程は平成20年7月1日から施行する。

平成21年4月1日改定

平成21年9月1日改定

平成22年3月1日改定

平成23年4月1日改定

平成24年4月1日改定

平成25年4月1日改定

平成25年10月1日改定

平成26年1月1日改定

平成26年4月1日改定

平成26年6月1日改定

平成27年4月1日改定

平成27年10月1日改定

平成28年4月1日改定

平成30年8月1日改定

令和3年10月1日改定

令和5年4月1日改定